

福島県国民健康保険運営方針の見直しについて

令和3年3月23日

福島県国民健康保険課

1 運営方針の改正案に係る市町村意見照会等の実施状況について

(1) 市町村意見照会

ア 実施時期 令和2年12月15日から令和3年1月7日まで

イ 実施方法 文書による照会

(2) パブリックコメント

ア 実施時期 令和2年12月15日から令和3年1月14日まで

イ 実施方法 県ホームページへの掲載

(3) 結果

ア 市町村意見照会における意見（4件）

(ア) 県統一保険料率の「例外的な取扱い」に関するもの 3件

(イ) 収納率の目標に関するもの 1件

イ パブリックコメントにおける意見

なし

2 改正案に係る意見の内容とその対応案について

(1) 県統一保険料率の「例外的な取扱い」を記載することについて

ア 意見内容

県統一保険料率の例外的な取り扱いを、運営方針内に記載すべき。

イ 対応

県と市町村で共通認識を持つため、被保険者等に方針をより丁寧に伝えるため、例外的な取り扱いを可能とする旨を明記する。

【改正案】 ※下線部を追記

県統一保険料率の統一予定時期は令和11年度とします。

ただし、必要と認められる場合は、当分の間、県と市町村が協議の上、例外的な取扱いを可とします。

(2) 県統一保険料率の「例外的な取扱い」について

ア 意見内容

県統一保険料率について、統一後も、市町村国保が有する財政調整基金及び決算剰余金等の留保財源を活用し、保険料率の抑制や、市町村独自の保険料軽減などの実施を容認することは、市町村間のさらなる支えあいの視点から統一とは言わないのではないか。

イ 対応

市町村間のさらなる支え合いについては、 $\alpha = 0$ などの納付金調整により取り組みを進めるものである。

本県の収納率や医療費指数の現状を踏まえ、今後更に改善に向けて取り組む必要があることから、インセンティブ等を目的として、例外的な取扱いを採用するものである。

(3) 県統一保険料率の「例外的な取扱い」について

ア 意見内容

「例外的な取扱い」があると、子どもの均等割廃止など、市町村ごとに賦課の方法が異なることで同じ保険料にはならない。将来的に、賦課方法の統一をしていただきたい。

イ 対応

現行の国保運営方針第3章第5節「1 基本的な考え方」において、「保険料(税)率のあり方については、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料とすべきという市町村との共通認識の下、将来的には県統一保険料率を目指します。」と明記している。基本的な考え方は変わっていない。

(4) 収納率の目標について

ア 意見内容

目標収納率について、全都道府県で統一保険料に向けた取り組みを行うなかで、同じように収納率の向上を目標に掲げられることから、10位程度改善するという書きぶりは適当ではないのではと考える。

イ 対応

全都道府県において収納率が向上することを見据えたうえで、収納率設定を行っている。「全国10位程度改善する」ことは目標収納率設定の目安であって目標ではないため、記載を見直す。

【改正案】※下線部を削除

令和5年度までの期間において_____

_____94.54%※を県全体の目標収納率とし、被保険者規模別については、表4-8のとおり5区分で設定します。

※令和5年度時点における全国33位の収納率を推計したもの